平成２７年（フ）第３７８号
川崎市川崎区塩浜２丁目８番６号　ユナイト塩浜フランコ　201
債務者　海野　恭平
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３８７号
川崎市多摩区枡形２丁目11番１号
債務者　形川　房子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４０２号
川崎市中原区上丸子山王町１丁目1525番地ユーコート武蔵小杉　206、前住所東京都目黒区大橋１丁目５番１―2219号
債務者　酒井　真澄
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４１０号
川崎市川崎区港町３番１―211号　ハイタウン川崎
債務者　兼子　誠一
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４２２号
熊本県合志市須屋2012番地１　第一広林ハイツ　12号
債務者　宮本真奈美
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０号
青森県弘前市大字桜ケ丘５丁目５番地１　市営住宅Ａ―201号、旧住所青森県弘前市大字城南４丁目９番地８　城南ＳＫハイツ105号
債務者　佐藤　正一
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１２０号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3137番地１　マリーナ三浦海岸303
債務者　輪島真由美
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１２８号
神奈川県横浜市港南区野庭町270番地　プライム上永谷101号、住民票上の住所地神奈川県横須賀市森崎４丁目６番18号
債務者　原田　　仁
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１４７号
神奈川県横須賀市馬堀町２丁目13番３号　エクセル201
債務者　福吉絵里子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２６１号
神奈川県伊勢原市岡崎6789番地の５　戸田ハイツ201号
債務者　興梠　達也
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８４１号
名古屋市千種区今池南16番25号　ライオンズマンション千種304号
債務者　山内　　末
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０４２号
愛知県小牧市小牧２丁目133番地　コーポほづみ103号
債務者　妹尾　宣博
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１４４号
名古屋市港区入場２丁目1607番地　第２佐藤ハイツ201号
債務者　星野　里佳
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１６９号
名古屋市中村区名楽町１丁目12番地の２、従前の住所名古屋市中村区京田町１丁目31番地宝マンション黄金第２　207号
債務者　坂野秀太郎
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３４号
名古屋市北区上飯田東町２丁目47番地　レオパレス富士116号、従前の住所埼玉県東松山市大字野田1257番地162
債務者　谷内　　弘
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０５号
千葉県船橋市習志野台８丁目14番４号
債務者　石神　和夫
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係